

正 誤 表

修道商学第44巻第1号・柏木信一論文『近年の消費者契約問題に関する動向 一消費者相談データをもとに一』の196ページの表4に訂正があります。

(誤)

- ⑥法律上義務のない者（借主本人、保証人、あるいは彼らの相続について単純承認した相続人など）に対して支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求すること。



(正)

- ⑥法律上義務のない者（借主本人、保証人、あるいは彼らの相続について単純承認した相続人などでない者）に対して支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求すること。

ゆえに、表4は正しくは次のようにになります。

表4 金融庁事務局ガイドラインに基づく取立規制
(金融庁事務局ガイドラインに基づき、筆者作成。)

債務者（ここでは借主）、保証人に対して行ってはいけない行為

- ①暴力的な態度を取ること。
- ②大声を上げたり、乱暴な言葉を使ったりすること。
- ③多人数で押しかけること
- ④午後9時から午前8時まで、その他不適当な時間帯に正当な理由なく直接訪問したり、電話をかけたり、電報を送ること。
- ⑤反復継続して、電話連絡もしくは電報を送達または訪問すること。
- ⑥法律上義務のない者（借主本人、保証人、あるいは彼らの相続について単純承認した相続人などでない者）に対して支払請求をしたり、必要以上に取立への協力を要求すること。
- ⑦張り紙、落書き、その他いかなる手段と問わず、債務者の借り入れに関する事実、その他プライバシーに関する事実をあからさまにすること。
- ⑧勤務先を訪問して、債務者、保証人を困惑させたり、不利益を被らせたりすること。
- ⑨他の貸金業者からの借り入れやクレジットカードの使用等による借金弁済を要求すること。
- ⑩債務処理に関する権限を弁護士に委任した旨の通知、又は調停、破産その他裁判手続きを取ったことの通知を受けた後に、業者が正当な理由なく支払請求すること。
- ⑪その他正当と認められない方法で請求をしたり取立をすること。

読者の皆様に大変ご迷惑をおかけ致しました。心よりお詫び申し上げます。

筆者